

成田用水施設改築事業

圃場復旧工事

仕様書

令和 7 年 1 2 月

独立行政法人 水資源機構

千葉用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

仕様書は、成田用水施設改築事業圃場復旧工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事の内容

2-1 工事場所

千葉県成田市水掛地内外

2-2 工事概要

基盤整備工	1式
暗渠工	1式

第3節 工期等

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第6節 施工管理

本工事の写真管理は、工事の施工前、施行中、施工後の状況がわかるよう、適切に行うものとする。

第7節 立会による確認

受注者は、工事完了後、引渡し前に、地権者および耕作者に立会を求め、復旧状況の確認を受けるものとする。なお、地権者および耕作者との連絡調整は、監督員が行うものとする。

第8節 段階確認

- 受注者は、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けるものとする。
段階確認の実施日時及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種別	細別	確認項目	確認時期
基盤整備工	基盤整備	田面の状況	着手前、完了後

暗渠工	施工状況	床掘完了状況、管敷設状況	床掘り完了時、埋戻し前
-----	------	--------------	-------------

第9節 成果品の納品等

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。
 - (1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R) 一式(2部)
 - (2) 工事完成図製本 2部
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出に当たっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しており、記入内容については監督員が別途指示するものとする。

第10節 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第11節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第12節 現場技術員等

1. 現場技術員及び監督補助員
本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員または監督補助員（継続雇用従事者）（以下「現場技術員等」という。）に付するものとする。
なお、本工事に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。
2. 業務の協力
受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第13節 関連工事との協力

1. 下記工事とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるとともに、一体的な復旧作業を実施できるよう施工方法について調整を行うものとする。
2. 本工事の関連工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
圃場復旧事業（総称）	成田市四谷地内、水掛地内	令和7年12月～令和8年3月

第14節 その他

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 基盤整備工

第1節 基盤整備工

1-1 基盤整備工

1. 受注者は、圃場の耕盤層の構築および田面の均平化を行い、工事対象地において次期の営農が可能な状態に整備するものとする。
2. 匂場復旧において、田面の仕上がり高や既設排水口の呑み口標高等の詳細については、現地状況を踏まえ、地権者および耕作者と調整の上、作業を進めるものとする。

1-2 暗渠工

1. 受注者は、耕盤層構築標高以下の地下水位を、暗渠工により適切に排水するものとする。
2. 暗渠の排水先は匂場近傍の排水路とするが、それによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

以上